

静岡市外郭団体（静岡市土地開発公社）方針書（H30～R4）

基本情報					
団体名	静岡市土地開発公社	出資額（比率）	20,000 千円（100%）	市所管課 関係課	企画課
設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、土地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし設立。				

1 市が団体に求める役割

長期方針：民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法を用いて、行政の補完・代行機能を発揮することにより、土地の取得をはじめとして、本市の都市基盤整備事業等の円滑な推進に貢献することを求めます。

団体の役割	<p>1 都市基盤整備事業等の円滑な推進に貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用地の先行取得等により、各種公共事業の推進に貢献すること。 （市の役割：「静岡市土地開発公社の経営健全化等に関する計画」を踏まえ、土地の取得等を適正かつ合理的に執行し、公共事業を推進すること。） 保有土地の適切管理により、土地の有効活用を図ること。 （市の役割：「静岡市土地開発公社の経営健全化等に関する計画」を踏まえ、公社の経営状況の把握等を行うとともに、公社保有土地の有効活用に向け、随時、公社と協議調整を行うこと。） 事業資金の適正な調達により、財政負担の軽減を図ること。 （市の役割：「静岡市土地開発公社の経営健全化等に関する計画」を踏まえ、公社の経営状況の把握等を行うとともに、公社へ土地の取得を依頼する事業計画について、情報共有を密に行う。）
	<p>※平成 27 年度に静岡市が策定した「静岡市土地開発公社の経営健全化等に関する計画（平成 28 年度～令和 4 年度）」に基づき、団体に求める役割を上記のとおり定める。</p>

団体は、上記の役割を具現化する目標を設定するとともに、その前提となる経営基盤を確立するため、経営計画を策定して事業を実施します。
市は、経営計画に基づき、団体の役割が果たされているか、経営基盤が確立されているかを評価し、必要な関与を行います。

2 市民に提供する価値（＝市としての公益性）

①	土地取得等事業	②	土地管理事業	③	事業資金調達事業
価値（公益性）	道路事業をはじめ、本市の都市基盤整備事業等の円滑な推進に貢献します。	価値（公益性）	保有する土地を市民・事業者等が駐車場等として有効活用できるよう、土地の管理を行います。	価値（公益性）	本市の健全な財政運営の推進に貢献します。
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 市の依頼に基づき、公共事業に必要な用地の先行取得を実施 上記のほか、第3次静岡市総合計画の推進に必要な業務を市と検討・協議し、その結果を踏まえた市の依頼に基づき、業務を実施 	具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市土地開発公社が保有する土地の適切な維持管理を実施 保有土地を活用し、月極臨時駐車場の運営や資材置き場等への一時的な貸付けを実施 	具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業資金の調達にあたっては、見積もり合わせや公社による立て替え払い等により、借入金利を抑制
施策所管課 企画課、各事業所管課 施策における団体の位置付け A（強力な活用・連携）		施策所管課 企画課、各事業所管課 施策における団体の位置付け A（強力な活用・連携）		施策所管課 企画課、各事業所管課 施策における団体の位置付け A（強力な活用・連携）	

3 評価指標

<ul style="list-style-type: none"> 市の依頼に基づく用地取得を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保有土地の維持管理の実施 月極臨時駐車場の運営等 附帯事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 見積もり合わせの実施 公社資金を最大限に活用するための資金計画作成
---	---	--